

# 第4回八街市農業委員会総会

平成26年4月21日

八街市農業委員会

## 平成26年第4回農業委員会総会

平成26年4月21日午後3時30分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

- |          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 森 邦央  | 9. 岩品要助   | 16. 中川利夫  |
| 2. 長谷川英雄 | 10. 栗原十三男 | 17. 井野 基  |
| 3. 武藤 功  | 11. 関口芳秀  | 18. 石井とよ子 |
| 4. 宮部 操  | 12. 小山優一  | 19. 関端 旭  |
| 5. 赤地達雄  | 13. 飛田育男  | 20. 菅野喜男  |
| 6. 内藤富夫  | 14. 瀬山哲信  | 21. 三須裕司  |
| 7. 林 和弘  | 15. 井口政直  | 22. 川野 繁  |

### 2. 欠席者

8. 鈴木勝雄

### 3. 事務局

- |      |      |     |      |
|------|------|-----|------|
| 事務局長 | 醍醐文一 | 主査補 | 宮内清志 |
| 副主幹  | 菅沼邦夫 | 副主査 | 浅井久子 |

### 4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第2号 農用地利用集積計画の承認について

### 5. その他

## ○醍醐事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

## ○川野会長

平成26年度第4回の総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、大変公私ともにお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

暑さ寒さも彼岸までという昔のことわざがございますけども、彼岸が終わってもう1カ月以上たちますけども、若葉が出る季節でございますが、大変朝晩が寒くて、皆様方は体調はいかがですか。風邪を引かないように気をつけていただきたいと思います。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第5条、本体で11件、農用地利用集積3件、合わせまして14件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

ただいまの出席委員は21名です。したがって、この総会は成立いたします。なお、鈴木農地部長から欠席の届けがございましたので、報告いたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。醍醐局長、お願いいたします。

## ○醍醐事務局長

それでは、会務報告を申し上げます。

まず、3月25日、火曜日ですが、午前11時から、農業委員会会長、事務局長会議が千葉市で開催されまして、川野会長と麻生局長が出席しております。

また、3月27日、木曜日には、午前10時から、市役所第2会議室において開催された八街市農業経営基盤強化促進協議会に川野会長が出席いたしました。また、同日27日、木曜日の10時から、転用事実確認現地調査を、担当委員であります三須副会長、岩品委員、小山委員をもとに実施をいたしました。

4月に入りまして、1日、月曜日、午前9時半から、人事異動に伴う辞令交付が会長から、転出する麻生事務局長、森主査、また、転入する私醍醐と吉岡主事補に対して、会長室で行われました。

4月4日、金曜日、午後1時半から、転用事実確認現地調査及び農地パトロールを担当委員の関端部長、栗原委員、飛田委員により実施いたしました。

4月15日、水曜日、午後1時半から、予定しておりました部会案件はありませんでしたが、転用事実確認現地調査を中川副部長、小山委員、赤地委員、武藤委員出席のもと実施いたしました。

以上で会務報告を終わります。

## ○川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## ○川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号4番の宮部委員、5番の赤地委員にお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼副主幹、お願いいたします。

## ○菅沼副主幹

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買。所在、沖字中沖。地目、畑。面積1,910平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積8,885平方メートル。権利者事由、農業生産法人として農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、高齢で農業後継者もいないため、農地を売り渡したい。

以上です。

## ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、林副部長、お願いいたします。

## ○林副部長

それでは、議案第1号の1番につきまして調査報告を申し上げます。

議案第1号、1番、農地法第3条申請に係る調査結果について。

申請地は市役所より南へ約8キロメートル地点に位置しております。境界は石杭にて確認されております。現況は、畑として耕作はせず、トラクターにより耕うんはされております。進入路につきましては、県道に面しております。農業生産法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で農産物の生産と加工販売の事業を営んでおり、主たる事業は農業であります。そのほか、構成員要件、議決権要件及び役員の実要件につきましても、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。また、農業生産法人報告書も提出されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについてご報告いたします。

権利者の所有している主な農機具について、リースしているものがトラクター2台と耕運機2台です。所有しているものはトラック1台と農機具一式であります。労働力につきましては、役員が2名で、年間農作業従事日数は150日以上であります。そのほか、常時2名を雇っております。技術力についても問題はなく、面積要件につきましても下限面積をクリアしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、また、申請地の周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他、参考となる事項といたしまして、営農計画は里芋とショウガを作付する予定であるということでございます。

以上の内容から、権利者が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2

項各号に該当しておらず、農業生産法人の要件も満たしておりますので、許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑がないようございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。宮内主査補、お願いいたします。

#### ○宮内主査補

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在は八街字立合松北地先。地目は畑。面積は431平方メートルです。転用目的は倉庫用地です。転用事由としましては、当該申請地の隣接地におきまして、営業している会社が商品保管用の倉庫が不足しているということから、申請地を取得するものです。なお、当該土地は既に建物を建て、利用していることから、是正指導を行いました。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

続きまして、番号2、所在は八街字立合松北地先。地目、畑。面積は2,173平方メートルです。転用の目的としましては、太陽光発電施設用地です。転用事由としましては、当該申請地に太陽光発電施設を設置しまして、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を行い、経営規模の拡大を図るものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地の理由から、第2種農地と判断されます。

失礼しました。番号1、区分は売買になります。番号2は同じく売買です。

続きまして、番号3、区分は賃貸借になります。所在は朝日字竹里地先。地目、畑。面積4,915平方メートルです。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由としましては、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を行い、経営規模の拡大を図るものです。農地の区分としましては、用途地域内、第2種中高層住居地域内にある農地の理由から、第3種農地として判断されます。

続きまして、番号4、区分は使用貸借になります。所在は八街字松林地先。地目は畑です。面積は1,190平方メートル。転用の目的としましては、太陽光発電施設用地です。転用事

由としましては、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地として判断されます。

次の番号5、番号6、番号7は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号5、区分は一時転用です。所在、八街字夕日丘地先。地目、畑。面積171.77平方メートル。番号6、所在、地目、同じく面積が715.83平方メートル。番号7、所在、地目、同じく、面積184.79平方メートル。面積を合計しまして、1,072.39平方メートルとなります。転用目的は仮設道路用地ということで、転用の事由は、当該申請地の奥、先で設置する太陽光発電施設工事に伴いまして進入路がないため、申請地を一時的に仮設道路として利用するものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当いたします。

続きまして、番号8、区分は使用貸借になります。所在、東吉田字芝山地先。地目、畑。面積は3,887平方メートルです。転用目的は太陽光施設用地です。転用事由としましては、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

次に、番号9、所在は沖字西沖地先。地目は畑。面積は1,519平方メートル。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由としましては、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

最後に、番号10、区分は売買になります。所在、沖字中沖地先。地目、畑。面積は5,803平方メートルです。転用の目的は太陽光発電施設用地です。転用の事由としましては、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を行い、経営規模の拡大を図るものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地として判断されます。

以上です。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、2番、鈴木部長ですが、欠席のため、三須副会長をお願いいたします。

#### ○三須副会長

それでは、調査報告を申し上げます。

議案第2号、1番の調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は朝陽小学校から北西約2.3キロメートルに位置し、周辺は住宅地です。敷地延長部分の持ち分により、進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。事務指針29ページ、⑤

の（b）に該当するため、第2種農地として判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は倉庫用地ということで、申請面積は431平方メートルであり、面積妥当と思われます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地は、小作人等、権利移転に対する支障となるものではありません。また、土地改良受益地でもありません。権利者は商品保有用の倉庫が不足しているため、申請地を農地法に定める所定の手続をせず使用していましたが、深く反省し、始末書を添付させております。事業地が手狭となっている現状の状況から、必要性が認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われれます。

以上で1番を終わります。

続いて、議案第2号、2番の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は朝陽小学校から北西約2.3キロメートルに位置し、周辺は住宅街です。敷地延長部分の通行承諾により、進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。事務指針29ページの⑤の（b）に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請地は太陽光施設用地ということで、太陽光パネル550枚を設置するための申請面積は2,173平方メートルであり、面積妥当と思われます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地は小作人等、権利移転に対する支障となるものではありません。また、土地改良受益地でもありません。事業計画ですが、用水は使用せず、雨水は敷地内浸透です。周囲にはコンクリートブロックを積み、フェンスを設置し、隣地への雨水等の流出を防止することになっております。権利者である会社は電気事業を行っており、今後も新たな太陽光発電事業を展開していくことから、必要性が認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われれます。

以上です。

#### ○川野会長

次に、3番、小山委員、お願いいたします。

#### ○小山委員

議案第2号、3番。申請地は市役所より東へ約1.2キロメートルに位置し、市道に面しております。農地性ですが、事務指針28ページ、④の⑥の（ウ）に該当する第3種農地と判断いたしました。資金は自己資金。被害防除は周辺に柵を施工します。隣接農地所有者も特に異論はありません。用水はなし。汚水、雑排水もなし。雨水は自然浸透。農業用排水施設はなく、日照、通風の影響はありません。

以上のことから、問題はないと思います。

以上で報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、4番、5番、6番、7番、栗原委員、お願いいたします。ただし、5、6、7番は関連しておりますので、一括で説明をお願いいたします。

## ○栗原委員

議案第2号、4番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から西南へ約4キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電用地ということですが、太陽光パネル216枚を設置するための申請面積は1,190平方メートルであり、面積妥当だと思われます。資金につきましては、自己資金及び借入金にて賄う計画となっております。申請地は小作人等、権利設定に対して支障となるものはありません。雨水は敷地内自然浸透をさせる予定です。権利者は、農地を活用する方法として、太陽光発電事業により収益を得ようとする計画を立て、妥当性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

次に、議案第2号、5番、6番、7番、同じことなので、一緒に調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅から西へ約4.5キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、事務指針26ページ、アの①に該当する農振農用地であります。しかし、申請地先で計画されている太陽光発電施設設置工事に伴い進入路として一時的に利用するための申請でありますので、工事完成後、速やかに原状回復される見込みであります。資金につきましては自己資金にて賄う計画となっております。申請地は、小作人等、権利設定に対して支障となるものはありません。工事用の進入路でありますので、整地をし、鉄板を敷く計画となっております。

以上のことから、立地基準、一般基準とも、本案件は問題ないものと思ひます。

以上で調査報告を終わります。

## ○川野会長

次に、8番、井口委員、お願いいたします。

## ○井口委員

議案第2号、番号8、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から南へ約2キロメートルに位置し、周辺は住宅地で市道に接しており、進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、太陽光発電施設の用地ということで、太陽光パネル864枚を設置するための面積3,887平方メートルであり、面積は妥当と思われます。資金につきましては借入金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等の権利設定はなく、土地改良受益地でもありません。事業計画ですが、用水は使用せず、雨水は敷地内自然浸透です。周囲に

はコンクリートブロック積みとフェンスを設置し、隣地への雨水等を防止するとのことです。権利者は、家族である義務者の土地を利用して、今後、太陽光発電による収益を図っていることから、事業の妥当性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、9番、10番、林副部長、お願いいたします。

#### ○林副部長

それでは、議案第2号、9番について調査報告を申し上げます。

申請地は市役所より南へ8キロメートル地点に位置し、進入路は市道により確保されております。農地区分ではありますが、事務指針29ページ、⑤のbに該当するため、第2種農地と判断いたしました。代替性はないと思われます。

一般基準ではありますが、計画面積の妥当性につきましては、1,519平方メートル、太陽光発電施設として妥当であると思われます。資金面につきましては自己資金にて賄う計画となっております。それから、この申請につきましては太陽光発電ということですが、現況の地盤上に太陽光発電施設の設置を行い、土木工事は一切行わないということであります。太陽光発電施設の高さは1.5メートルぐらいであり、現況を維持することにより影響はないと思われます。

以上、何も問題ないと思われます。

それでは、続きまして、議案第2号、第10番の調査報告を申し上げます。

申請地は市役所より南へ8キロメートル地点に位置し、進入路は市道により確保されております。農地区分ではありますが、事務指針29ページ、⑤のbに該当するため、第2種農地と判断いたしました。代替性はないと思われます。計画面積ではありますが、5,803平方メートルということではありますが、太陽光発電施設として適当であろうと思われます。資金面につきましては、借入金で賄う計画となっておりますということがございます。許可後は速やかに目的の用途につくものと思われます。申請地における小作人等はございません。それから、周辺農地の営農条件でございますが、支障でございますが、本申請地は産廃によりまして埋め立てられた農地でありまして、現況は整地がほとんどされておりました、雑草が生い茂っているようなところでございます。太陽光発電施設ということで整地を再度行って、透水性のあるシートを敷き、隣接地への雨水の流出を防止するというところでございますが、隣接には農地はありません。さらに言うと、原野であります。

以上のことから、問題はないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

#### ○関端委員

太陽光発電の話ばかりで、ほかのあれは出てこないような状況ですので、ちょっと参考のために伺っておきますが、5番、6番、7番、これは進入路は別ということなんですが、これは、進入路を使って一時転用ですから、かえてしまった後は、進入路がなくても差し支えはないわけですか。

**○宮内主査補**

太陽光の現場設置箇所には約2メートルの赤道が入っているんですけども、工事車両として一応約4メートル必要ということで、赤道に併設して鉄板を敷いて、トラックが入るようになります。工事が終わった後は完了ということだけになりますので、通常の赤道を使ってそちらに行くことは可能ですので、それがそのまま事業地への進入路ということになります。あくまでも、一時転用のところは、ちょっとした拡幅部分の2メートル相当の工事用の仮設道路ということになります。

**○川野会長**

あとはございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

それでは、質疑がなさそうでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、8番については許可相当で決定いたします。

次に、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、9番については許可相当で決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、10番については許可相当で決定いたします。

会議中ではございますが、ここで10分間の休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時50分

**○川野会長**

会議を再開いたします。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼副主幹、お願いいたします。

**○菅沼副主幹**

それでは、議案第3号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

なお、本件につきましては、平成26年4月15日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字榎台。地目、畑。面積107平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,107平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号2、所在、八街字藤株。地目、畑。面積4,254平方メートルのうち3,000平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万41平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は

5年、再設定です。

番号3、所在、榎戸字端田台。地目、畑。面積1, 117平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積8, 680平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

なお、ただいまご説明いたしました1番から3番までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものを考えます。

以上です。

**○川野会長**

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、2番については承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、3番については承認することに決定いたします。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでした。

**○醍醐事務局長**

閉会を宣す。(午後4時55分)

議事録署名人

議 長

4 番

5 番